

令和7年度玉野市

空き店舗改装事業補助金

※創業アシスト奨励金と合わせての申請もできます

事業目的：新規創業に際し大きな負担の1つである改装費の一部を補助することで
市内創業の促進を図る

〈対象者〉以下の条件を全て満たす市内での新規創業者

☐ 個人の場合 … 事業主が市内に住所を有する

☐ 市税を滞納していない

☐ 法人の場合 … 本店を市内に設置する

☐ 暴力団員等でない（玉野市暴力団排除条例第2条）

☐ 対象業種である（図1）

〈対象外〉以下の条件に1つでも該当する方

☐ 過去に市内で事業を行ったことがある

☐ 過去に本補助金の交付を受けたことがある

☐ 他者の事業を承継するもの

☐ 連鎖化事業を営む

☐ 事業所で宗教活動・政治活動を行う

（図1）対象業種（日本標準産業分類に基づく業種）	
G 情報通信業	39 情報サービス業
	※コワーキングスペース、シェアオフィス等を整備・運営するもの
I 卸売業・小売業	56 各種商品小売業
	57 織物・衣服・身の回り品小売業
	58 飲食料品小売業
	59 機械器具小売業
	60 その他の小売業
M 宿泊業 飲食サービス	75 宿泊業
	76 飲食店 ※バー、ナイトクラブ除く
	771 持ち帰り飲食サービス業 ※車両など不特定な場所での事業は除く

〈申請から交付までの流れ〉

申請 ※創業日から1年2か月以内に	書類の審査・現地確認	補助金の交付
必要書類の提出 ☐ 交付申請書 ☐ 事業計画書 ☐ 玉野市暴力団排除条例に係る誓約書 ☐ 重要事項確認書 ☐ 居住状況等調査に関する同意書 ☐ 開業届・法人設立登記 ☐ 必要な許認可を受けたことがわかる書類 ☐ 市税完納証明書（1か月以内に税務課で取得したもの） ☐ 住民票（3か月以内に市民課で取得したもの） ☐ 施工者の所在地が確認できる書類（請求書 など） ☐ 工事の内容が確認できる書類（工事請負契約書 など） ☐ 経費の内訳が確認できる書類（請求書 など） ☐ 経費を支払ったことが確認できる書類（領収書 など）	・事業計画書等の内容を審査 ・店舗等の現地確認	必要書類の提出 ☐ 補助金請求書 14営業日程度で指定口座に振込

・事業計画書等の内容を審査

・店舗等の現地確認

必要書類の提出

☐ 補助金請求書

14営業日程度で指定口座に振込

- 〈留意事項〉
- ☐ 申請受付：令和7年4月1日から随時受付 ※予算額に達した時点で締切

☐ 受付締切：令和8年2月27日（金）まで

☐ 経営状況報告：補助金交付後、5年間は毎年、経営状況報告をしていただきます。

☐ 補助金返還：5年以内に事業を中止する、補助金交付後、各種要件を満たさなくなった等の場合、補助金の返還を求める場合があります。

〈補助率・上限額〉

一般物件	1／2	50万円
空き店舗情報登録物件	2／3	100万円

〈対象となる内容〉 空き店舗における新規創業に必要な改装等で、市内業者が施行したもの

- ☐ 増改築

☐ 台所、便所、洗面所等の改修等
- ☐ 給排水、電気、ガス設備等の改修等

☐ 内装、屋根、外壁等の改修等
- ☐ その他、必要と認める改修等

- ・空き店舗 … 市内に店舗として使用可能な物件で、現に入居していないもの、
併用住宅の場合は店舗部分の床面積が延べ床面積の1／2以上あるもの
- ・市内業者 … 市内に事業所等を有し、建築業等を営む法人または個人
※上水道・公共下水道に関する施工は市指定の事業者によるもの。

玉野市役所 商工観光課

T E L : 0863-33-5005

F A X : 0863-33-5001

mail : syoukoukankou@city.tamano.lg.jp